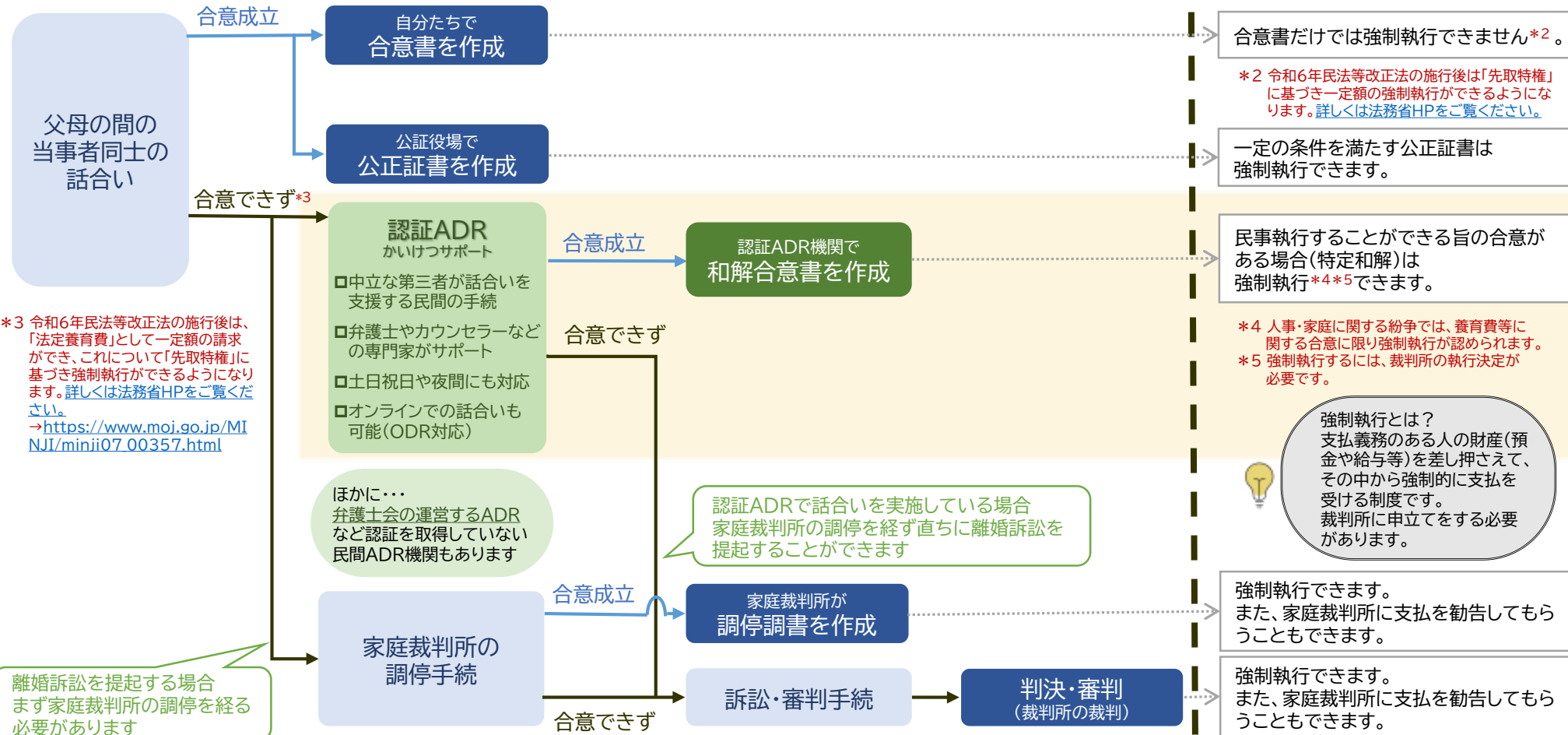


養育費の取決めに関する主な手続

- ◆ 養育費の取決めをする主なタイミングとしては、①離婚とともに取決めをする場合、②離婚後に取決めをする場合(又は未婚の方が取決めをする場合)、③婚姻(別居)中の養育費の取決めをする場合*1が考えられます。*1 ③婚姻(別居)中の養育費については「婚姻費用の分担」として取決めをすることになります。
- ◆ いずれの場合も、父母の合意により取決めをすることができますが、父母の間で合意ができない場合には、裁判所が「裁判」で決めることとなります(①の場合は離婚訴訟の判決の中で養育費についても定めることになり、②③の場合は審判で定めることとなります。)
- ◆ 家庭裁判所の手続では、まず「調停」で話し合いを行い、調停で合意できない場合には、裁判所の「裁判」(判決や審判)で決めることとなります(法律上も、離婚訴訟を提起する場合には、まず調停を経る必要があるとされています。※)
- ◆ 養育費の取決めをした後に事情の変更があった場合(収入の変動、子の進学等)、支払金額や支払期間等の取決め内容の変更をすることもあります。その際は、支払を求める側だけでなく、支払をする側(義務者)から養育費の減額等(取決め内容の変更)を求めることもあります。
- ◆ **認証ADR**は、法務大臣が認証した民間の紛争解決手続です。裁判によらない円満な解決のため父母の話し合いをサポートします。
※認証ADRで話し合いを実施している場合、調停を経ず直ちに離婚訴訟を提起することができます(離婚訴訟提起後に裁判所の判断で調停手続が行われる場合もあります。)

【養育費の取決めのための手続】



*3 令和6年民法等改正法の施行後は、「法定養育費」として一定額の請求ができ、これについて「先取特権」に基づき強制執行ができるようになります。詳しくは法務省HPをご覧ください。
→https://www.moj.go.jp/MI/NIJ/minij07_00357.html